非常災害・交通障害発生時の対応について

北海道上磯高等学校長 藤 井 浩 之

- ◎ 本校は、【生徒の安全確保】を何よりも最優先としております。
- ◎ 生徒自身や家族等、危険を感じたら安全を確保し、身を守ることを第一に行動してください。
- ◎ 非常災害や・交通障害発生時には、登校に関して無理をしないでください。
- ◎ 非常災害等の発生時には、欠席日数や欠課時数に関しても、生徒の不利益になる取扱いはいたしません。
- ◎ 緊急時には、一斉メール「上磯高安心メール」等での連絡や学校のホームページへの情報掲載を実施する予定ですが、状況によって不可能な場合やタイムラグが生じることもあります。ご理解をお願いいたします。
- 1 避難勧告または特別警報が発令された場合
- (1) 北斗市に発令

学校は臨時休校となります。週休日や長期休業中に、本校で実施予定の部活動、講習、 模擬試験等も同様に中止となります。

(2) 生徒が居住する地域(北斗市以外) に発令 該当する生徒は出席停止扱いとなりますので、登校する必要はありません。自家用 車等でのお送りも、無理をしないでください。

【1について留意していただきたいこと】

- ア 気象庁・各市町村、道南いさりび鉄道及び函館バス等のホームページほか、各種 情報を確認し、登校の判断等は各自(ご家庭)でお願いいたします。
- イ 各生徒の登校開始時刻前に、避難勧告や特別警報が発令された場合には、登校 しないでください。出席停止扱いとなります。
- ウ 登校途中に発令された場合には、まず第一に「自身の安全を確保し、生命を守る行動」をとり、現地の警察官や係員等の指示に従ってください。
- エ 登校後に発令された場合には、ケースごとに、学校での待機や下校等を検討し、 実施いたします。
- 2 鉄道やバス等が運休の場合(北斗市ほか居住する地域の外に出ていて戻れない場合等 も含む)

各種交通手段の運休が決定されましたら、該当交通手段等を利用する生徒は出席停止 扱いとなります。(登校する必要はありません。)

【2について留意していただきたいこと】

ア ケースにより、前日の帰りのSHRまでに確定した情報があれば、各HRで事前にお知らせいたします。

下校後には、生徒が利用する鉄道やバス会社への問い合わせや、各種ホームページ等で最新の情報を確認し、ご家庭での判断や対応をお願いいたします。

- イ 各生徒の登校開始時刻前に、上記の発令が出た場合には、生徒は出席停止となりますので、登校しないで自宅待機となります。
- ウ 登校中に決定された場合には、現地の係員(鉄道やバス会社等の担当の方)の指示 に従ってください。また、保護者及び学校に連絡をしてください。
- エ 登校後に決定された場合には、ケースごとに、学校での待機や下校等を検討し、 実施いたします。
- 3 その他のケースについて

避難勧告や特別警報が発令されていない状況でも、各家庭での判断を最優先といたしますので、各家庭において通学困難と判断された場合には、学校へ連絡願います。